

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第26条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には100分の140」とあるのは「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の80」と、「100分の115」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5〔略〕</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第27条〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の75（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用に</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第26条〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第27条〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>3 〔同左〕</p>

については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の37.5」と、「100分の95」とあるのは「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」とする。

4～6〔略〕

付 則

1～9〔略〕

10 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第26条第2項及び第3項並びに第27条第2項及び第3項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の135」とあるのは「100分の120」と、同項ただし書中「100分の115」とあるのは「100分の105」と、同条第3項中「100分の135」とあるのは「100分の120」と、「100分の70」とあるのは「100分の65」と、「100分の115」とあるのは「100分の105」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の120を」と、「100分の72.5」とあるのは「100分の72.5を」と、第27条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の37.5」とあるのは「100分の32.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

4～6〔略〕

付 則

1～9〔略〕

〔新設〕

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、区長は、こ

の条例の施行後に特別区人事委員会の行う平成 2 1 年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

<p>この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)付則第 1 0 項の規定による読替え前の改正後の条例第 2 6 条第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>改正後の条例付則第 1 0 項の規定による読替え後の改正後の条例第 2 6 条第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>
<p>改正後の条例付則第 1 0 項の規定による読替え前の改正後の条例第 2 7 条第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>	<p>改正後の条例付則第 1 0 項の規定による読替え後の改正後の条例第 2 7 条第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>